

台湾税務および投資法令アップデート

2017年9月

税務法令

外国税額控除を行う際に必要とされていた国外の納税関連証憑への台湾の在外公館による認証が不要に

納税義務者の国外所得または財産が台湾源泉所得と併せて課税される際、当該国外所得について国外の税法に基づき所得税、遺産税あるいは贈与税を納付した場合、台湾での納税額から控除限度額内で控除を行うことが可能です。この際、国外の税務機関により発行された納税証明を提示しなければならないほか、所在地の台湾在外公館あるいはその他の承認された機関による認証を受ける必要がありましたが、財政部は8月25日に台財税字第10604544060号通達を公布し、手続き簡素化のため台湾在外公館による認証を受ける必要はないと説明しました。

PwC台湾の見解：

手続き簡素化のため、財政部は国外の納税証明が台湾在外公館による認証を不要としましたが、「台湾地区および大陸地区人民関係条例」によれば、中国源泉所得は台湾源泉所得と併せて所得税が課徴されなければならないが、上記の国外所得には該当しません。したがって、中国での納税証明は従前通り海峡交流基金会および海峡兩岸關係協會など台湾と中国の関連機関による認証を得た上で台湾での納税額から控除が可能となります。

会社法

公開発行会社の株主が会社法第27条に基づき法人または法人代表者を取締役もしくは監査役候補者として指名する際の提出書類に関する疑義について

経済部が2017年7月11日および8月8日にそれぞれ経商字第10602034790号および10600627120号通達を発行し、役員の指名作業の際、「法人」または「法人代表者」を候補者として指名する場合の添付必要書類のうち、就任承諾書、第30条が規定する事由がない旨の声明書、指名書および持株証明書類の提出に関する疑義に対して説明がなされました。その内容をまとめると以下のようになります。

※N/Aは適用しないことを示す。

提出書類	候補者の身分		
	法人	法人代表者	
		法人	法人代表者
就任承諾書	提出が必要	N/A	提出が必要
第30条が規定する事由がない旨の声明書	提出が必要	提出が必要	提出が必要
代表者指名書	N/A	提出が必要	N/A
持株証明書類	下記いずれかの方法により提出する。 1. 株式事務代行機関が発行 2. 有価証券の通帳を提示 3. 証券集中保管機関が作成した残高証明を提出	左記と同じ	N/A

また、「法人」が取締役または監査役に選任された場合、その指定した職務を代表して行使する個人については登記事項には該当しないものの、法人およびその指定した職務を代表して行使する個人はいずれも会社法第30条に定める事由があつてはならないと経済部は説明しています。

PwC台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaaw-wuu.wang@tw.pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@tw.pwc.com
http://www.pwc.tw/ja.html			

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2017 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details.